

部長・部長相当職 各位

企画部長 芦沢 政美

令和3年度予算編成方針（依命通達）

1 国の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている。

内閣府が9月8日に公表した4－6月期のGDPの改定値では、実質GDPが年率換算で28.1%減と戦後最悪の落ち込みとなった。

9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられるとし、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしている。

令和2年度の一般会計歳出は、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ2回の補正予算を含め160兆3千億円まで積み上っており、新規国債発行額は当初予算と合わせて90兆2千億円となっている。歳入に占める国債の割合を示す国債依存度も56.3%と過去最高、年度末の国債発行残高見込みは964兆円と、1千兆円に迫る状況であり、経済再生と財政健全化の両立が大きな課題となっている。

そういった中、令和3年度の概算要求についても異例となっている。概算要求の基本的方針については、例年7月に閣議了解されるが、令和3年度予算の方針については、7月21日の閣議における財務大臣の発言により示されることとなった。発言では、①新型コロナウイルス感染症の影響により、新年度予算等について現時点で予見することに限界がある。

②政令を改正し概算要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとする。

③要求額は、基本的に対前年度同額とする。そのうえで、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができる。

等となっており、大きな政策の方針を示すものとはならなかった。

9月30日に締め切られた概算要求では、新型コロナウイルス感染症の拡大により行政事務のデジタル化の遅れが顕在化する中、9月16日の菅首相の就任会見で、デジタル庁創設の方針が示されたことも受け、各省庁ともデジタル化の推進を前面に打ち出したものが多くなっている。特に総務省は、「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進を掲げ、行政手続のオンライン化、システムの標準化を重点施策としている。現状では、示されている情報は限定的であり、これらを含め引き続き経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

2 東京都の動向

新型コロナウイルス感染症の影響は、都財政にも大きな影響を及ぼしている。

8月28日付、「令和3年度予算の見積りについて（依命通達）」では、国内外の感染症の動向が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動などに鑑みれば、今後の景気動向は不透明な情勢であり、最大限の注視が必要としている。また、元来、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあることに加え、令和元年度税制改正において地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられたことにより、都財政への影響が拡大することが見込まれており、今後の財政環境は一層厳しくなることが予想されるとしている。

そういった中、令和3年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと

第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること

第三に、東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくことを基本として編成する、としている。

「これまで培った財政対応力」とは、特定目的基金の活用と発行余力がある都債の発行増を示しており、不交付団体である都は、減収をこういった形で補填するほかない状況で、早期の景気回復がない限り、影響は後年度に及ぶことが想定される。

こういった厳しい状況の中、経費縮減も必須となっており、自律的経費について10%のマイナスシーリングとし、各局に事業見直しや歳入の確保を求めている。

都からの財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ることとしている。これについては、前年度と記載内容に変更はないものの、都財政を巡る環境が大きく変化し、後年度における影響についても憂慮すべき状況であることを踏まえると、市の予算への影響について一層留意する必要がある。

3 本市の動向

(1) 平成31年度決算の状況

本市の平成31年度一般会計の決算では、実質収支が9億7,396万5千円の黒字となった。

歳入の一般財源（原則）では、2億3,958万円、1.3%の増となり、内訳としては、市税が納税義務者の増などにより、過去最大の156億9,169万1千円となり2億1,247万2千円、1.4%の増となっている。内閣府は、平成30年10月に景気後退局面に入ったとしており、平成31年度の市税収入は、景気の山となった平成30年中の収入の影響を受けたものといえる。

特定財源（原則）では、市債が11億7,501万6千円、40.7%の減になるなど、8億750万5千円、5.2%の減となった。第一調理場建替移転事業の工期延長により、投資的経費が減少していること等による。

歳出では、人件費が1.6%の増、扶助費が6.6%の増、公債費が2.8%の減となっており、義務的経費全体では3.9%の増となった。投資的経費は、第一調理場建替移転事業の工期延長のほか、第三中学校校舎大規模改修等工事請負費、第一調理場用地買収費の減等により、34.7%の減となった。

歳入の一般財源が増加したものの、経常経費充当一般財源の支出がそれを上回る増加となっており、普通会計における経常収支比率は、前年度より2.0ポイント増加し91.1%となった。今後も経常経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化が進まないよう留意が必要である。

(2) 令和3年度歳入見込み

令和2年度の市税は、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予措置により、先の見通せない状況となっている。現時点では、収納率は前年度と同程度であるが、今後の景気動向によっては、収納率低下が懸念される状況にある。

令和3年度の市税は、令和2年中の所得を課税標準とする個人市民税については、大幅な減収が想定される。法人市民税についても、同様に相当な減収になるものと想定している。一方、固定資産税については、影響は軽微であると考えられるが、税制改正による減税が検討されており、不透明な情勢である。

こういった税収減については、基準財政収入額が減少するため普通交付税の増収要因となるが、その算入割合は75%であり、減収額すべてが補われるわけではない。

リーマンショック時のデータを参考に試算すると、市税や地方交付税等を合わせた一般財源全体の減収が確実視される状況であり、極めて厳しい財政状況になることが想定される。

(3) 令和3年度歳出見込み

義務的経費では、会計年度任用職員期末手当の支給割合の増に伴う人件費増、保育定員増に伴う扶助費増、その他経費では、GIGAスクール関係及び第一調理場に係る調理委託の開始等に伴う物件費増、高齢化の進展に伴う介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増等が想定される。こうしたことに加え、人口増加に伴う各種経費の増も見込まれる。

そのため、令和3年度は、第五次長期総合計画の初年度となるが、義務的性格のもの、緊急やむを得ないもの以外の新規・レベルアップ事業、普通建設事業については、財源の確保が難しい状況にある。については、これまで以上に特定財源の確保

に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模等を見直し、財源に見合った規模に抑制していく必要がある。

(4) 令和3年度予算編成への取組み

第四次長期総合計画期間中は、リーマンショック後の経済苦境にあっても、財源を確保し、着実に都市基盤整備を進めるとともに、新たな市民ニーズに応えるため、計画外の事業であっても柔軟に対応してきたところである。全般として、厳しい財政運営が続いたが、都市基盤整備による人口増等により、税収も着実に増加し、財政規模も拡大したところである。

令和3年度予算編成は、そういった状況とは大きく異なり、減収を前提とした中で義務的経費の支出増を捻出しなければならない状況で、従来事業の見直しが予算編成のため必須となっている。この機会に必要な見直しができなければ、基金は枯渇し、今後、高齢化等に伴う義務的経費の逡増により、現在よりも更に厳しい状況、具体的にいえば人件費や扶助費等についても大幅な見直しが求められる危機的状況に陥ることが想定される。そういった意味で現状は、財政危機の一步手前であるアラート状態であり、予算編成にあたっては従来以上に相当な危機感を持って臨んでいただきたい。

以上の状況を勘案し、現状が「財政危機アラート状態」であることを踏まえ、令和3年度の予算編成に当たっては、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務、事業の見直しを徹底して行い、効率的、効果的な行財政運営に努めていくために、以下のことを基本とする。

第一に、新型コロナウイルス感染症から市民の生命、生活を守る取組みを続けること

第二に、第五次稲城市長期総合計画基本構想に定める将来都市像の実現に向け、基本計画に掲げる各種施策の取組みを進め、持続可能な行財政運営に努めること

第三に、市民の安全を最優先に、引き続き防災・減災対策に計画的に取り組むこと

第四に、受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取り組むとともに、全ての事務、事業について、費用対効果や必要性、有効性を厳しく検証し、更なる創意工夫により経費の縮減を図るとともに、選択と集中の視点に立ち、施策の優先順位付けを念頭に予算を見積ること

各部長にあつては、この編成方針の下、下記により予算に関する見積書等を提出されたい。

この旨、命をもって通達する。

記

(全般事項)

①新しい生活様式等を踏まえた事務、事業の見直しについて

市のあらゆる事務、事業について、新しい生活様式等を踏まえた見直しを行うこと。

②新規・レベルアップ事業について

新規・レベルアップ事業は、原則見送りとする。緊急に実施が必要なものについては、見直し等により財源を確保の上、計上すること。義務的性格の事業はこの限りではないが、必要量を厳格に見積もり、最小限の計上とすること。

③義務的経費について

義務的経費は、必要量を厳格に見積もり、最小限の計上とすること。年度中、想定外の利用増等により予算に不足が生じる見込みとなった場合は、補正予算等で措置する。

④裁量的経費について

裁量的経費は、5%のマイナスシーリングとする。裁量的経費のみの削減で削減所要額に達しない場合、義務的経費の削減額と合算することができる。

(歳入)

①市税

市民税については、景気動向の予測が難しい状況であることを鑑み、リーマンショック時のデータを参考に、確実な見積もりに努めること。その他の税については、経済情勢の推移や税制改正の動向、地区の開発動向を的確に掴み、公平負担の原則から課税客体的な把握の向上を図り、積極的な財源確保に努めること。市税収納率については、厳しい経済情勢になることが想定されるが、引き続きの徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

②地方交付税、臨時財政対策債

総務省の地方財政収支の仮試算によると、出口ベースの地方交付税総額は、4千億円減少し、16兆2千億円、臨時財政対策債は、6兆8千億円と3兆7千億円の大幅増となっている。

そのため、臨時財政対策債振替額が大幅な増となることを見込まれるが、臨時財政対策債は普通交付税の代替措置であることを踏まえ、政府資金が配分される限りにおいては優先的に借り入れること。

③使用料及び手数料

現行単価を使用すること。新規のものについては、使用料の算定基準及び手数料の算定基準により、適正な単価を算出すること。

④国・都支出金

国・都の予算編成の動向に十分留意し、対象経費を精査した上で、積極的な確保に努めること。事業の特定財源である国・都支出金の廃止・縮小があった場合は、事業の廃止・見直しを原則とする。代替の財源がなく、一般財源に振り替えて事業を継続する場合には、新規・レベルアップ事業と見做し、所定の様式を提出すること。

⑤財産収入

法定外公共物等の未利用財産については、引き続き売却を促進し、前年度実績以上

を目指すこと。

⑥基金繰入金

相当な財源不足が想定されるが、財政調整基金からの繰入金は可能な限り縮減すること。また、事業目的に沿った特定目的基金の活用を図ること。

⑦市債（臨時財政対策債を除く）

世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、適切な活用を図ることを原則とするが、臨時財政対策債の借入れが過大となる場合には、将来負担に配慮し借入額を調整すること。

⑧その他

広告収入、ネーミングライツ及びクラウドファンディングなど新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

（歳出）

①人件費

令和3年4月に予定されている組織改正により、弾力的な組織運営を図り、効率的な執行体制を構築し、総人件費の抑制に努めること。

②扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ、必要量を厳格に見積もること。

③物件費

業務委託等については、職員が直接実施した場合との費用比較を行う等、必要性や費用対効果などの観点から、業務内容を十分精査し、仕様を明確にするとともに、経費節減に努めること。

宿泊を伴う旅費については、必要最小限のものとすること。また、原則として宿泊を伴う随員職員の旅費計上は1人、委員の視察研修は就任時及び隔年実施とすること。

④維持補修費

維持補修費については、緊急性、安全性等を考慮し、優先順位付けを行ったうえで予算に反映させること。

⑤補助費等

補助金については、「補助金等の取り扱い基準」を参考に引き続き見直しを実施し、適切な対応を図ること。また、各種団体に対する補助金については、団体の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、各主管課においては、その内容、経費を精査し所要額を見積もること。

各種団体への負担金等については、目的、効果及び必要性を再検証し、削減に努めること。

⑥投資的事業

投資的事業については、義務的性格のもの、緊急性が高いもの及び、財源が確保されているものを除いては、原則として計上しないこと。

⑦特別会計、下水道事業会計

特別会計、下水道事業会計についても、一般会計と同一基調に立ち、当該会計を設置した本来の原則に基づき、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。一般会計からの負担金及び補助金並びに繰入金、特に赤字補填となるような経費については、可能な限り圧縮するよう最大限努めること。